

平成28年度国立研究開発法人産業技術総合研究所調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下：「産業技術総合研究所」という）は、事務・事業の特性を踏まえ、P D C Aサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成28年度国立研究開発法人産業技術総合研究所調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 産業技術総合研究所における平成27年度の契約状況は、表1のようになっており、契約件数は2,739件、契約金額は約444.3億円である。また、競争性のある契約は2,419件（88.3%）、約405.5億円（91.3%）、競争性のない契約は320件（11.7%）、約38.8億円（8.7%）となっている。

表1 平成27年度の産業技術総合研究所の調達全体像 （単位：件、億円）

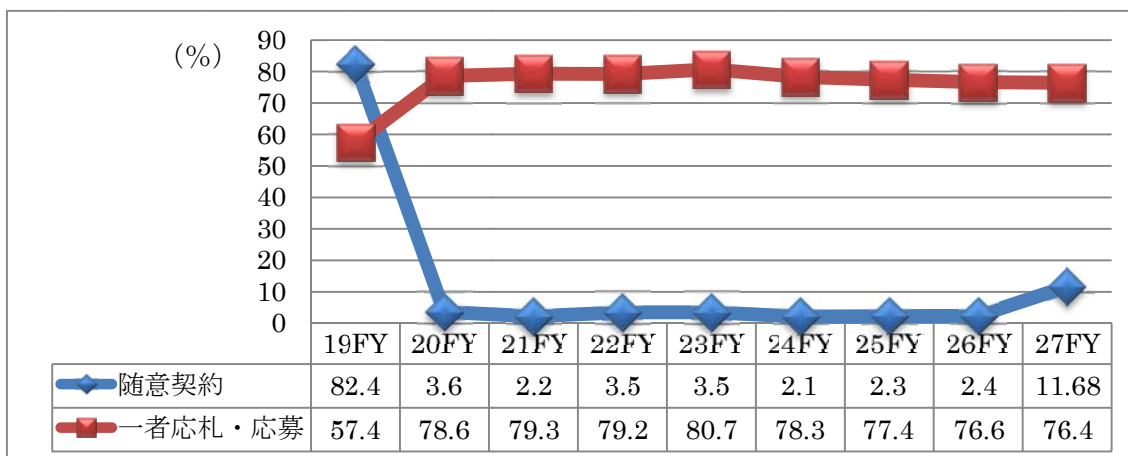
	平成26年度		平成27年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	1,965 (67.2%)	356.3 (77.1%)	1,706 (62.3%)	289.7 (65.2%)	△259 (△13.2%)	△66.6 (△18.7%)
企画競争・公募	890 (30.5%)	89.3 (19.3%)	713 (26.0%)	115.9 (26.1%)	△177 (△19.9%)	26.6 (29.8%)
競争性のある契約(小計)	2,855 (97.7%)	445.6 (96.4%)	2,419 (88.3%)	405.5 (91.3%)	△436 (△15.3%)	△40.1 (△9.0%)
競争性のない随意契約	69 (2.3%)	16.8 (3.6%)	320 (11.7%)	38.8 (8.7%)	251 (363.8%)	22.0 (131.0%)
合計	2,924 (100%)	462.5 (100%)	2,739 (100%)	444.3 (100%)	△185 (△6.3%)	△18.2 (△3.9%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の（ ）書きは、平成27年度の対26年度伸率である。

産業技術総合研究所における契約状況の経年比較と適切な分析をするに際しては、随意契約見直し計画に基づく随意契約削減の取り組みを開始した平成20年度からの比較分析が必要である。このため、平成20年度から平成27年度までの随意契約割合と一者応札・応募の割合の推移を図1に示す。

図1 随意契約割合と一者応札・応募割合の年度推移（件数）



※ 随意契約割合は表1、一者応札・応募の割合は表2の年度推移を表したものである。

産業技術総合研究所では随意契約見直し計画に基づく随意契約削減の取り組みとして、真にやむを得ない随意契約（①契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されているもの、②当該場所でなければ業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約、③電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、提供を行うことが可能な業者が一に特定されるもの、④郵便に関する料金（信書に係るものであって料金を後納するもの）、⑤再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入、⑥官報の印刷）以外は、競争入札又は公募による契約に移行するとして、国における取組同様に随意契約の範囲を定め、平成20年度から平成27年9月まで実施してきた。

図1を見てみると、随意契約削減の取り組みを開始した平成20年度から随意契約割合が急激に減少し、その後は極めて低い水準で推移している。一方で、一者応札・応募の割合についてみれば、当該取り組み開始の平成20年度から割合が上昇し高い傾向で推移している。また、平成27年度においては、下半期から随意契約によることができる事由を規定化し、随意契約の範囲拡大を実施したことにより、随意契約割合が上昇し、一方で一者応札・応募の割合は減少（上半期は78.2%、下半期は74.9%）となった。これらのことから、随意契約の割合と一者応札・応募の割合には相関関係があることがわかる。

以上の相関関係のほか、近時における年度特有の契約等状況から分析すると、前年度比較における主な変動要因は次のとおりである。

- 1) 競争入札等においては、主に工事等に充当される施設整備費の減少を受けて平成26年度約176億円から平成27年度約21億円に約155億円減少した。一方で、閣議決定で登録された官民競争入札・民間競争入札（いわゆる市場化テスト）の大型の契約案件（産業技術総合研究所つくばセンターの施設管理等業務：5件）として約86億円が発生したこと等により前年度から件数並びに金額が減少したものである。

- 2) 企画競争・公募においては、主に委託研究が平成26年度約37億円から平成27年度約74億円へと約37億円増加した。一方において、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）を踏まえ、随意契約によることができる事由を整理し平成27年10月に規定化し、従来、公募として契約していた案件が競争性のない随意契約に移行したことにより件数については減少したものである。
- 3) 競争性のない随意契約においては、随意契約によることができる事由を整理し平成27年10月に規定化したことに伴い、従来、公募として契約していた案件について、競争性のない随意契約に移行したことにより件数及び金額とも増加したものである。

(2) 産業技術総合研究所における平成27年度の一者応札・応募の状況は、表2のようになり、契約件数は1836件（76.4%）、契約金額は約233.6億円（58.1%）である。

表2 平成27年度の産業技術総合研究所の一者応札・応募状況 (単位：件、億円)

		平成26年度	平成27年度	比較増△減
2者以上	件数	661 (23.4%)	566 (23.6%)	△95 (△14.4%)
	金額	82.6 (20.5%)	168.6 (41.9%)	86 (104.1%)
1者以下	件数	2,163 (76.6%)	1,836 (76.4%)	△327 (△15.1%)
	金額	320.3 (79.5%)	233.6 (58.1%)	△86.7 (△27.1%)
合計	件数	2,824 (100%)	2,402 (100%)	△422 (△14.9%)
	金額	402.9 (100%)	402.2 (100%)	△0.7 (△0.2%)

(注1) 計数は、それぞれ小数点第二位を四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約（一般競争、指名競争、企画競争、公募）を行った計数である。

(注3) 比較増△減の（ ）書きは、平成27年度の対26年度伸率である。

産業技術総合研究所における一者応札・応募における前年度比較においては、2者以上の金額を除き、件数及び金額ともに減少しており、図1が示す相関関係や近時における年度特有の契約等状況から分析すると、前年度比較における主な変動要因は次のとおりである。

- 1) 1者以下においては、主に施設整備費の減少（前年度より約124億円減少）、随意契約への移行により件数が大きく減少（契約額で約22億円減少）するとともに、入札参加見込者への入札参加の直接呼びかけの取り組み等により減少した。一方で1件当たりの契約額が大きい市場化テスト案件（5件のうち1件）や委託研究契約等で約60.3億円増加したことにより金額面で86.7億円が減少したものである。
- 2) 2者以上においては、主に施設整備費の減少（前年度より約28億円減少）に伴い件数が減少したが、一方で1件当たりの契約額の大きい市場化テスト案件が約73億円（5件のうち4件）、平成27年度からの複数年度契約とした情報インフラの運用管理業務等で約41億円が増加したことから、金額面で86億円が増加したものである。

2. 重点的に取り組む分野（【 】は評価指標）

上記1の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、以下の各分野について、それぞれの状況に即した調達の改善及び事務処理の効率化など合理化に努めることとする。

- (1) 適切な随意契約に向けた取り組み
- (2) 一者応札・応募の低減に向けた取り組み
- (3) 人材育成・情報の共有等
- (4) その他

(1) 適切な随意契約に向けた取り組み

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）を踏まえ、一般競争入札を原則としつつも研究開発業務を考慮し随意契約によることのできる事由の規定化を平成27年10月に実施したことにより、競争性のない随意契約案件が増加に転じたことを踏まえ、より一層の適切な随意契約に向けた取り組みが重要と考え、以下の取り組みを実施する。

- これまでの一者応札・応募となった案件の中には、国等の委託事業の公募に際し、再委託先を明記して応募し採択された受託研究契約に基づく再委託先の機関との契約など当初から契約相手先が一者想定の場合等も含まれていることから、契約内容を精査し、随意契約によることが妥当な案件については、随意契約に移行し、公正性・透明性を確保しつつ、研究開発等の促進を図るため、迅速かつ効果的な調達となるよう合理的な調達を実施する。
- 新たに随意契約（少額・不落・不調による随意契約を除く）を行おうとする場合は、その妥当性について民間企業での技術的な専門知識を有する契約審査役による事前の点検を行うとともに、競争性のない随意契約を行ってきた案件についても、一般競争入札等の競争性のある契約方式に移行できないか検討を行い、随意契約を行う調達案件の妥当性について精査を行う。
- 新たに随意契約を行った案件について、監事及び外部有識者によって構成される産業技術総合研究所契約監視委員会において事後点検を行う。
- 随意契約を行った案件について、その透明性を確保するため契約の相手方の名称、契約金額、随意契約によることとした理由等を産業技術総合研究所公式ホームページで公表する。
- 特殊な技術又は設備等が不可欠な事業であって、当該技術又は設備等を有している者が特定の者だけとは言い切れない調達案件について、必要な技術又は設備等を明示した上で参加者を募る「公募（入札可能性調査）」の手続きを実施する。また、公募の結果、特定の者だけが当該事業を実施し得ることが確認された場合は、契約金額の適正性を確認することを前提に、その者と契約を締結することとする。

(2) 一者応札・応募の低減に向けた取り組み

競争性確保の観点から、以下の取り組みを実施する。

○入札等案件情報を産業技術総合研究所公式ホームページ等で周知するほか、過去の納入実績を、製造メーカー別や納入事業者別の切り口でデータを整理し、入札情報の周知先候補を組織的に共有するとともに、当該情報を活用して入札参加見込者への入札参加の直接呼びかけを行う等により入札参加者拡大を図る。

【整理データの拡充 平成27年度比 2,000件の増】

○次年度分の年間契約について予定一覧を作成し、当該入札公告が案内されるより前に産業技術総合研究所公式ホームページにて調達情報を配信し、事業者が計画的に入札への準備、入札への参加が出来るよう事前の情報提供を行い、入札参加者の拡大を図る。

【予定案件情報の掲載件数 100件】

○調達情報について、産業技術総合研究所公式ホームページ掲載するとともに、新着情報配信（RSS配信）、メールマガジンの広報媒体など、各種ツールを活用した事業者への情報提供を実施する。

○産業技術総合研究所公式ホームページにおいて、地域センターを含む全拠点の入札公告等がまとめて確認できるよう、調達情報のポータルサイト方式を引き続き実施する。

○事業者が余裕をもって計画的に提案を行えるよう、事業内容に応じて適切な公告期間を設けるとともに、可能な限り説明会を実施し、説明会から提案締切りまでの期間を十分に確保する取組を継続して実施する。具体的には以下を基本とする。

事業内容	必要日数	
	公告～説明会	説明会～提案締切り
イ) 研究開発等	10日間	20日間
ロ) その他の高度な技術・知識・設備等が必要な事業 (例. 調査、広報等)	7日間	15日間
ハ) イ及びロ以外の事業 (例. 印刷、物品購入等)	7日間（必要に応じ説明会実施）	7日間

○複数年度にわたって事業を継続することが適当な案件については、可能な限り複数年度契約に移行することとし、契約期間拡大による案件メリットによる事業者の参入を促す取組を実施する。

○産業技術総合研究所のつくばセンターにおいては、調達請求者との効率的な調整を図り迅速な契約事務が行えるよう事業所ごとに契約担当職を配置した体制とし

ているが、事業所共通で必要となる消耗品（コピー用紙、トイレトーパー等）の調達や役務契約（塵芥用マットの借上、ネズミ等の防除作業等）については、事業所ごとに契約するのではなく調達室において纏めて契約することにより、その契約規模メリットによる事業者の参入を促す取組を実施する。

○工事契約において、建築資材や労働者の確保、工事にかかる準備・後方付けの日数、週休2日の確保等を考慮した適正な工期を設定する。また、工事現場に配置する主任技術者等や設計業務における管理技術者の選定において、必要となる国家資格及び実務経験等の資格要件を必要最低限のものとし、入札説明書等に明示する。

（3）人材育成・情報の共有等

○契約手続き、調達改善等の取組に関する情報の共有、契約監視委員会点検による委員からの意見・指導等については、全国会計担当者会議等を定期的に開催し、周知徹底を図り、調達担当人材の育成に努める。

○民間企業で培った技術的な専門知識を有する契約審査役が全地域センターに出向き、適正な仕様書作成や適切な随意契約事由の選択など、調達担当職員等への研修を全拠点で実施する。

○職員向けに所内イントラを通じた各種内規、マニュアル等の周知、e-ラーニング、所内研修により調達ルールの周知浸透を図る。

（4）その他

○産業技術総合研究所の調達情報について、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日財計第2017号）等に基づき、年間発注予定表や入札情報、契約結果等を公式ホームページ等に、閲覧者の利便性も勘案しつつ、契約に係る情報を適時に公表する。

（留意事項）

本計画の実施に当たっては、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」（昭和41年6月30日法律第97号）、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年5月31日法律第100号）、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成24年6月27日法律第50号）等の諸施策との整合性にも留意する。

3. 調達に関するガバナンスの徹底

（1）調達に係る契約権限の明確化と周知

産業技術総合研究所では、財務及び会計に関する事務の適正を図るため、研究所の

収入及び支出の原因となる契約その他の行為に関する事務については、「契約担当職」が行うことと会計規程でその権限を明確化している。併せて、全職員が受講義務としているe-ラーニングにおいて当該権限並びに研究者等の一般職員による発注を禁じていることについて毎年度の周知を実施しており、継続的に取り組むこととする。

(2) 公平性・透明性・競争性の確保向上の取組

産業技術総合研究所では、公平性・透明性確保の観点から、取得予定額が100万円を超える仕様書を作成する場合には、研究・業務遂行上必要でない過大な要求仕様、競争性を排除する要求仕様となっていないかなど仕様書の適正化に留意するとともに、類似する研究装置等の比較検討、情報収集を可能な限り行うこととし、適正な執行と競争性の確保向上を図る。

(3) 随意契約の法人内部におけるチェック機能の確保

新たに随意契約を締結することとなる案件については、平成27年10月に規定化した「随意契約によることができる事由」との整合性や妥当性、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から契約審査役等による事前の点検を受けることとし、その上で契約担当職の判断により手続を行うものとし、複数人体制によるチェック機能の確保を図る。

(4) 適正な検収の徹底

産業技術総合研究所では、請求者以外の第三者による検収を実施し、50万円未満の検収は全事業所に設置した納品検収所で実施し、納品検収所での検収が馴染まない場合はユニット内で任命された検収員が実施する。また、50万円以上200万円以下の検収は会計担当職員が実施し、200万円を超える検収は会計担当職員及び請求ユニット等職員の2名体制での実施を徹底する。

(5) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

産業技術総合研究所では、平成26年度より「e-ラーニングシステム」を導入し、「調達制度」及び「外部研究資金等の適正執行」の課題等について全職員に対して毎年度受講することを義務付けており、継続してe-ラーニングにより適正な調達ルールの浸透を図る。

また、調達に関するマニュアル類は不断の見直しを行い、改訂した場合は所内イントラ等を通じ、職員に周知徹底を図るものとする。さらに、会計検査院の決算検査報告や新聞報道などで他法人の事例が報告された場合、組織にとって大きなリスクとなると思料される事案については、イントラや所内研修などを活用し注意喚起を行う。

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

- 1) 調達等合理化推進チーム（以下、「推進チーム」という。）は、調達等合理化計画の策定を行う。推進チームは、以下のメンバーで構成する。

総括責任者 理事（総務本部長）

副総括責任者 経理部長

構成メンバー 各研究拠点の契約担当職

- 2) 推進チームの下に、総務本部経理部及び各研究拠点の会計業務担当で構成する調達改善に関する連絡会議を設ける。連絡会議において、会計業務担当者は調達等合理化計画の案を策定するとともに、計画の推進を図る。

構成メンバー 調達室長、各研究拠点の会計グループ長
施設計画室調達グループ長

- 3) 計画の推進に当たっては、総務本部経理部がその事務局を担う。

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成される産業技術総合研究所契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、理事長が定める基準（競争性のない随意契約の妥当性に関すること、競争性のない随意契約から一般競争入札等への移行に関すること、一般競争入札等の競争性の確保に関すること）に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、産業技術総合研究所公式ホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。